

令和3年度工事	部長	課長	担当課長補佐	主任	設計
---------	----	----	--------	----	----

啓成小学校プール改築建築主体工事

工事場所：米子市博労町四丁目290番地

工期：契約日～令和4年7月30日

金：円

(工事価格：円)

(うち消費税：円)

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		監理事務所補正あり
現場管理費	1	式		産廃処分税計上
一般管理費等	1	式		契約保証費計上
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

[illegible]

一般工事						
名	称	数	量	単位	金 額	備 考
直接仮設		1		式		
土工		1		式		
地業		1		式		
鉄筋		1		式		
コンクリート		1		式		
型枠		1		式		
防水		1		式		
タイル		1		式		
屋根及びとい		1		式		
金属		1		式		
左官		1		式		
金属製建具		1		式		
塗装		1		式		
内外装		1		式		
仕上およびユニット		1		式		
	計					

一般工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接仮設		1	式		
計					
土工		1	式		
計					
地業	地業	1	式		
地業	既製コンクリート杭地業	1	式		
計					
鉄筋	躯体	1	式		
計					
コンクリート		1	式		
計					
型枠		1	式		
計					
防水		1	式		
計					
タイル	外部	1	式		
計					
屋根及びとい		1	式		
計					
金属	外部	1	式		

一般工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
計					
左官		1	式		
計					
金属製建具	外部	1	式		
計					
塗装		1	式		
計					
内外装		1	式		
計					
仕上およびユニット		1	式		
計					

[illegible]

米子市

[illegible]

一般工事 土工						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
根切り	総掘り 法付オープンカット	720	m3			
根切り	つぼ、布掘り 深さ2.5m程度	478	m3			
床付け	総掘り	833	m ²			
杭間ざらい	既製コンクリート杭 φ350～600mm	16	本			
積み込み		149	m3			
場内仮置き	杭残土 場内運搬共	149	m3			
積み込み		149	m3			
埋戻し(A種)	－ 山砂の類	32.4	m3			
埋戻し(B種)	－ 発生土	149	m3			杭残土利用
盛土(A種)	山砂の類	5.6	m3			
建設発生土運搬	ダンプトラック 10t積級 パックお約0.8m3 土砂 DID区間無し 22.5km以下	1,199	m3			
土工機械運搬	根切り、埋戻し －	1	往復			
計						

[illegible]

一般工事		鉄筋		躯体		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
異形鉄筋	SD295A D10	6	t			
異形鉄筋	SD295A D13	26	t			
異形鉄筋	SD295A D16	3	t			
異形鉄筋	SD345 D19	0.5	t			
異形鉄筋	SD345 D22	3.4	t			
異形鉄筋	SD345 D25	20	t			
鉄筋運搬費	10 t 車 30km程度	57	t			
鉄筋加工組立	RC7- ン 構造 階高3.5～4.0m程度 形状単純	57	t			
スクラップ	H2	-1.60	t			
鉄筋が ^ゝ ス圧接	D22 -D22	120	か所			
鉄筋が ^ゝ ス圧接	D25 -D25	606	か所			
計						

一般工事						
コンクリート						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
普通コンクリート	捨てコンクリート 18-15-20N	42	m3			
普通コンクリート	基礎部 27-15-20N 構造体強度補正S+3	383	m3			
普通コンクリート	躯体部 24-18-20N 構造体強度補正S+3	145	m3			
普通コンクリート	土間 21-15-20N 構造体強度補正S+3	15	m3			
コンクリートポンプ圧送 基本料金	50m3/回以下	2	回			
コンクリートポンプ圧送 基本料金	100m3/回以上	3	回			
コンクリートポンプ 圧送	30m3以上 50m3/回未満 基本料金別途加算	57	m3			
コンクリートポンプ 圧送	100m3/回以上 基本料金別途加算	528	m3			
コンクリート打設手間	捨てコンクリート ポンプ打設 30m3/回程度 S15～S18 － 圧送費、基本料別途	42	m3			
コンクリート打設手間	基礎部 ポンプ打設 100m3/回以上 S15～S18 － 圧送費、基本料別途	383	m3			
コンクリート打設手間	躯体部 ポンプ打設 100m3/回以上 S15～S18 標準階高 圧送費、基本料別途	145	m3			
コンクリート打設手間	土間 ポンプ打設 50m3/回程度 S15～S18 － 圧送費、基本料別途	15	m3			
計						

一般工事 型枠						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
メッシュ型枠 (運搬費込み)		581	m ²			
型枠	普通合板型枠 壁式構造 地上軸部 階高2.8m程度	267	m ²			
型枠 (曲面)	普通合板型枠 壁式構造 地上軸部 階高2.8m程度	34	m ²			
(外部)						
打放し合板型枠	基礎部	33.7	m ²			
塗装合板型枠 (曲面)	基礎部	13.2	m ²			
打放し合板型枠	地上部	180	m ²			
塗装合板型枠 (曲面)	地上部	106	m ²			
型枠目地棒	化粧目地 幅20 × 深さ10程度	74	m			誘発目地
型枠目地棒	打継目地 幅20 × 深さ20程度	127	m			
打放し面補修	B 種 コーン処理 部分目違いばらい	286	m ²			
(内部)						
打放し合板型枠	基礎部	5.2	m ²			
打放し合板型枠	基礎部	150	m ²			
打放し合板型枠	地上部	142	m ²			
打放し面補修	B 種 コーン処理 部分目違いばらい	155	m ²			
打放し面補修	C 種 コーン処理無 全面目違いばらい	142	m ²			ピット溝立上り
型枠運搬費	10 t 車 30km程度 往復	931	m ²			
型枠廃材処分費		310	m ²			
計						

[illegible]

一般工事 屋根及びとい						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(外部)						
屋根 折板葺き	フッ素鋼板 厚0.8 H=90	37.7	m ²			
タイトフレーム		26	m			
妻用タイトフレーム		4	か所			
ケラバ包	フッ素鋼板 T0.8 下地アングル共	5.8	m			
小口蓋	フッ素鋼板 厚0.8	4	か所			
化粧フレーム		26	m			
雪止め	L-50×50×4 亜鉛メッキ ステンレス取付金具 (φ300) 共	13	m			
軒樋	塩ビ 120X75	13	m			
硬質塩ビ 堅樋 (カラーVP) 掘金物共	φ 75	9.6	m			
落とし口	塩ビ	4	か所			
荷揚費		1	式			
法定福利費		1	式			
計						

米 子 市

一般工事 左官						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(外部)						
床コンクリート直均し 仕上げ	金ごて 厚張物下地	293	m ²			
階段モルタル塗り	金ごて ビニル系床材下地 厚28	5	m ²			
集水枘モルタル塗り	金ごて モルタル仕上げ 厚30	2	m ²			
プール 外周天端 床コンクリート直均し仕 上げ	W=200 金ごて	116	m			
床コンクリート直均し 仕上げ	金ごて 直均し仕上げ	171	m ²			プール床下
床：コーキング用 目地入	W10	93.6	m			
側溝モルタル塗り	金ごて W150	110	m			
建具周囲防水 モルタル充填	外部建具	16.8	m			
(内部)						
床コンクリート直均し 仕上げ	金ごて 直均し仕上げ	142	m ²			ビッド床
計						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

その他工事（既存プール解体）		解体				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
くさび緊結式足場	防音シート張り用 手摺先行 安全手摺共 運搬費共	516	m ²			
防音シート張り		516	m ²			
上屋解体	更衣室・便所・倉庫・機械室 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	77.2	m ³			
上部解体	シャワー・腰洗い・足洗い・洗眼 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	4.9	m ³			
上屋解体	日除け 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	16.9	m ²			
上屋解体	テラス 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	9.3	m ²			
内部仕上げ・造作 材・設備撤去	更衣室・便所・倉庫・機械室 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	97.8	m ²			
土間解体	更衣室・便所・倉庫・機械室 砕石・埋設付帯設備共 根切り・埋戻し（発生土）・敷き均 し（発生土）共 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	27.1	m ³			
プールサイド解体	砕石・埋設付帯設備共 根切り・埋戻し（発生土）・敷き均 し（発生土）共 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	56.2	m ³			
プール解体	底版・土間 砕石・埋設付帯設備共 根切り・埋戻し（発生土）・敷き均 し（発生土）共 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	284	m ³			
土間解体	シャワー・腰洗い・足洗い・通路 砕石・埋設付帯設備共 根切り・埋戻し（発生土）・敷き均 し（発生土）共 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	17	m ³			
土間解体	外階段・外足洗い 砕石・埋設付帯設備共 根切り・埋戻し（発生土）・敷き均 し（発生土）共 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	2.9	m ³			
土間解体	テラス・外通路 砕石・埋設付帯設備共 根切り・埋戻し（発生土）・敷き均 し（発生土）共 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	2.9	m ³			
基礎解体	更衣室・便所・倉庫・機械室 砕石・埋設付帯設備共 根切り・埋戻し（発生土）・敷き均					

その他工事（既存プール解体）						
解体						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	し（発生土）共 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	45.7	m3			
プール解体	側壁 埋設付帯設備共 根切り・埋戻し（発生土）・敷き均 し（発生土）共 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	20.4	m3			
基礎解体	シャワー・腰洗い・足洗い・洗眼・ 通路 砕石・埋設付帯設備共 根切り・埋戻し（発生土）・敷き均 し（発生土）共 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	13.2	m3			
基礎解体	日除け 砕石・埋設付帯設備共 根切り・埋戻し（発生土）・敷き均 し（発生土）共 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	2.8	m3			
擁壁・フェンス解 体	砕石・埋設付帯設備共 根切り・埋戻し（発生土）・敷き均 し（発生土）共 機械器具損料・重機運搬費・重機運 転費・仮設材・分別・集積共	79	m3			
発生材積込み	コンクリート類	632	m3			
発生材積込み	がれき類	0.8	m3			
発生材積込み	金属くず	4.7	m3			
発生材積込み	木くず	3.3	m3			
発生材積込み	廃ブラ類	4	m3			
発生材積込み	廃石膏ボード	0.1	m3			
発生土積込み		365	m3			
発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 コンクリート類	632	m3			
発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 がれき類	1	台			
発生材運搬	ダンプトラック 4t積級 金属くず	1	台			

[illegible]

発生材処分（既存ポール解体）		発生材処分				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
発生材処分費	石綿含有材	0.3	m3			
発生材処分費	コンクリート類	1,380	t			
発生材処分費	がれき類	1.1	t			
発生材処分費	金属くず ステンレス	39.7	kg			
発生材処分費	金属くず ヘビーH2	19.7	t			
発生材処分費	金属くず アルミ	0.3	t			
発生材処分費	木くず	1.82	t			
発生材処分費	廃ブラ類	4	m3			
発生材処分費	廃石膏ボード	0.1	m3			
発生土処分費		365	m3			
発生材処分費	石綿含有 外壁塗材	5	m3			
計						

一般工事 直接仮設						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
墨出し		1	式			別紙 00-0001
墨出し	一 般 RC・SRC造 地上階	142	m ²			
計						
養生		1	式			別紙 00-0002
養生	一 般 RC・SRC造 地上階	142	m ²			
計						
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0003
整理清掃 後片付け	一 般 RC・SRC造 地上階	142	m ²			
計						
外部足場		1	式			別紙 00-0004
外部仕上足場	脚立足場 H=1800	58.5	m ²			
外部足場	脚立 直列 掛払い・運搬共	238	m			
計						
仮設材運搬		1	式			別紙 00-0005
仮設材運搬 (内部仕上足場 脚立足場)	平家建	58.5	m ²			外部
計						

一般工事		地業		既製コンクリート杭地業		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
材料費		1	式			別紙 00-0016
JP-NPH	L=7m φ 800-600 A種	1	本			
PHC	L=8m φ 600 A種	1	本			
PHC 105N	L=6m φ 600 B種	1	本			
JP-NPH	L=7m φ 650-500 A種	8	本			
PHC	L=8m φ 500 A種	8	本			
PHC 105N	L=6m φ 500 C種	8	本			
JP-NPH	L=7m φ 500-400 A種	7	本			
PHC	L=8m φ 400 A種	7	本			
SC	L=6m φ 400 SKK490 t=9	7	本			
計						

一般工事		地業	既製コンクリート杭地業			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
施工費		1	式			別紙 00-0017
機械器具運搬費・ 組立解体費	三点支持式杭打機 1 台	1	式			
掘削施工費 φ500	ヤットコ長さ12m含む	159	m			
掘削施工費 φ650	ヤットコ長さ13.7m含む	182	m			
掘削施工費 φ800	ヤットコ長さ1.7m含む	23	m			
バックホウ損料		6	日			
発電機損料		6	日			
サイロ運賃・仮設費		1	基			
試験掘施工費		1	式			
技術管理費		1	式			
残土処分固化材		149	m3			
回転埋設用金具	回転金具 φ 400	7	set			
回転埋設用金具	回転金具 φ 500	8	set			
回転埋設用金具	回転金具 φ 600	1	set			
無溶接金具	φ 400	14	個			
無溶接金具	φ 500	16	個			
無溶接金具	φ 600	2	個			
データ処理費		1	式			
法定福利費		1	式			
計						

一般工事 仕上およびユニット						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
プールユニット	25000×15000 FRP製ユニット 附属品一式 共 P-02図	1	式			別紙 00-0020
25mプール本体	FRP製 25m×15m 7レーン 水深1.1m～1.3m～1.1m	1	式			
施工費		1	式			
附属品 レーンロープ	25m 60φ 普及タイプ	8	本			
附属品 レーンロープ フック	SUS304	16	個			
附属品 ラダーハンドル	SUS304	4	セット			
附属品 グレーチング	ASA樹脂	80	m			
附属品 給水口ボックス	FRP 50A塩ビフランジ	1	個			
附属品 排水兼循環金具	JIS10K 125A	2	個			
附属品 排水兼循環金具	JIS10K 80A	2	個			
附属品 循環吐出金具	50A 流量調整式 SCS14	14	個			
附属品 オーバーフロー金具	80A	4	個			
附属品 消防用採水金具	10K 100A	1	個			
附属品 距離ライン	ウレタン塗装 ラインレット	3	本			
附属品 レーンライン	ウレタン塗装 ラインブルー クロスマーク共	7	本			
附属品 プール周囲緩衝材	ノルシール	82	m			
運搬費		1	式			
計						

一般工事 仕上およびユニット						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
シャワーユニット	2950×2050 FRP製ユニット 附属品一式 共 P-09図	1	式			別紙 00-0021
シャワーユニット本体	FRP スリムタイプ 手動パドル式	1	式			
サイドカバー	FRP 片側	1	式			
施工費	試運転調整共	1	式			
運搬費		1	式			
計						
洗眼ユニット (手洗付)	1800×600 FRP製ユニット 2台 附属品一式 共 P-10図	1	式			別紙 00-0022
洗眼ユニット本体	FRP 低学年用	1	式			
洗眼ユニット本体	FRP 高学年用	1	式			
施工費		1	式			
運搬費		1	式			
計						
コースロープ 収納ボックス (15m)	16600×565×H450 FRP製ユニット 附属品一式 共 P-11図	1	式			別紙 00-0023
コースロープ 収納ボックス 本体	FRP	1	式			
施工費		1	式			
運搬費		1	式			
計						

鉄骨工事		鉄骨工事		鉄骨工事		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
鉄骨工事		1	式			別紙 00-0011
(鋼材費)						
H-250x125x6x9	SS400	955	kg			
φ 216. 3x9	STK400	838	kg			
[-100x50x5	SS400	29	kg			
C-100x50x20x2. 3	SSC400	48	kg			
FB-9x25	SS400 裏当て金	20	kg			
FB-9x25	SS400	8	kg			
PL-16	SN490C	79	kg			
PL-12	SN490B	55	kg			
PL-3. 2	SS400	7	kg			
PL-6	SS400	58	kg			
S. PL-6	SS400	20	kg			
S. PL-12	SS400	41	kg			
スクラップ		-73	kg			
HTB M16x45	F8T	7	kg			
HTB M16x50	F8T	30	kg			
A. BOLT M16	SS400	18	kg			
FB-6x52	SS400 水平ブレース	11	kg			
RB-16	SS400 水平ブレース	39	kg			

[illegible]

鉄骨工事						
鉄骨工事		鉄骨工事		鉄骨工事		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
付帯工事		1	式			別紙 00-0012
アンカーセット		4	か所			
コンクリート打設前調整		4	か所			
溶融亜鉛メッキ	本体	1,640	kg			
継手部リン酸塩処理		1,640	kg			
メッキ運搬費	往復	1	台			
テンプレート撤去		4	か所			
計						
柱底均しモルタル	仕様、寸法	1	式			別紙 00-0014
柱底均しモルタル	B 種 400角	4	か所			
計						
安全架設工事		1	式			別紙 00-0015
立ち馬(18号)	材工共	2	台			
計						

米 子 市

一般工事（既存プール解体）		撤去		石綿含有材		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
南側更衣室棟除去工事		1	式			別紙 00-0024/00-001
除去用枠組足場	掛払い共	92	m ²			
養生シート張	防音シート	92	m ²			
仮設材運搬費		1	式			
負圧集塵機		1	台			
同上フィルター	プレ・セカンダリ・HEPA	1	式			
負圧監視器	マイクロモニター	1	台			
薬剤散布機	エアレス	1	式			
真空掃除機		2	台			
工具損料		1	式			
クリーンルーム・機器設置	撤去共	1	区画			
パーティクルカウンター		1	式			
上部雨養生		44	m ²			
床面養生	0.15mm 二重張 床・足場柵板	88	m ²			
壁面養生	0.1mm 一重張 足場内側	92	m ²			
防護作業衣	手袋・靴カバー共	49.6	m ²			
防塵マスク	電動ファン	1	式			
同上取替フィルター		49.6	m ²			
外壁塗材除去費	グラインダー削り落とし	49.6	m ²			
封じ込め剤散布	除去面・養生シート面	273	m ²			

一般工事（既存プール解体）		撤去		石綿含有材		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
北側更衣室・機械室・便所棟除去工事		1	式			別紙 00-0024/00-002
除去用枠組足場	掛払い共	164	m ²			
養生シート張	防音シート	164	m ²			
仮設材運搬費		1	式			
負圧集塵機		2	台			
同上フィルター	プレ・セカンダリ・HEPA	1	式			
負圧監視器	マイクロモニター	1	台			
薬剤散布機	エアレス	1	式			
真空掃除機		2	台			
工具損料		1	式			
クリーンルーム・機器設置	撤去共	1	区画			
パーティクルカウンター		1	式			
上部雨養生		94.8	m ²			
床面養生	0.15mm 二重張 床・足場柵板	190	m ²			
壁面養生	0.1mm 一重張 足場内側	164	m ²			
防護作業衣	手袋・靴カバー共	108	m ²			
防塵マスク	電動ファン	1	式			
同上取替フィルター		108	m ²			
外壁塗材除去費	グラインダー削り落とし	108	m ²			
封じ込め剤散布	除去面・養生シート面	556	m ²			

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
水替え費	ウェルポイント工法 ライザー打込み φ50 L4m @1m ヘッダー配管 φ100 真空ポンプ 9.2k 排水パイプ φ150 L5m/台 発電機・燃料費・機材運搬費共	1	式			
仮囲い	単管+防音シート H3.0m 11か月	12.2	m			
仮囲い	単管+防音シート H3.0m 3か月	17.9	m			
仮囲い	単管+メッシュシート H2.0m 11か月	9.7	m			
仮囲い	単管+メッシュシート H2.0m 8か月	33	m			
仮囲い	単管+メッシュシート H2.0m 3か月	51.3	m			
仮設鉄板敷	t22 11か月	437	m ²			
仮設鉄板敷	t22 8か月	111	m ²			
仮設鉄板敷	t22 3か月	177	m ²			
キャスターゲート	W6000 11か月	1	か所			
セメントミルク圧縮試験費		4	set			
六価クロム溶出試験		1	式			
溶接部試験	工場及び現場 第三者試験機関	1	式			別紙 00-0013
ラフテレンクレーン	16 t	14	日			
交通誘導員		484	人			
外壁塗材除去 環境測定	作業前×4、作業中×17、作業後×8	29	点			
計						

[illegible]

[illegible]

1 下請関係の合理化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」及び「鳥取県建設工事における下請契約等適性化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (3) 請負者は、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を発注者に速やかに提出しなければならない。また、当該施工体制台帳及び施工体系図に変更があったときは、変更が生じた日から 20 日以内（完成時においては、完成通知書の提出時）に変更後の書類を提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、市内及び県内業者（以下「市内業者等」という。）との契約に努めること（優先順位は市内、県内の順位とする）。ただし、技術的に施工又は対応できる市内業者等がない工事等を請け負わせ又は業務を委託する場合、あるいは市内業者等で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 共同企業体が工事を請け負う場合、構成員による下請けは行わないこと。

2 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に使用する資材については、鳥取県が定める「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - ① 市内産の資材がある場合は、市内産の資材の使用に努めること。ない場合は、県内産について同様の取り扱いとする。
 - ② 県外産の資材を使用する場合は、市内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「市内販売業者」という。）から購入した資材の使用に努めること。市内販売業者がないときは、県内販売業者について同様の取り扱いとする。ただし、当該資材について市内販売業者又は県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (5) 工事に使用する資材については、極力有害性 VOC（揮発性有機化学物質）発生量の少ないものとするよう努めること。

3 工事の安全確保について

- (1) この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。
- (2) 労働安全衛生法第 59 条、第 60 条の 2 に定める安全衛生教育を実施するほか、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施するものとし、施工計画書に実施項目について記載するものとする。

- (3) この契約に係る工事の施工中に事故が発生した場合は、事故報告書（米子市建築工事等事故関係事務処理マニュアルに定める様式）を提出すると共に、建設工事事務データベースの「事故報告書」についても速やかに提出するものとする。

4 建設機械の使用について

- (1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
(2) 施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械の使用に努めること。

5 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年法律第 131 号）の目的に鑑み、同法第 1 2 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

6 ダンプトラック等、による運搬について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。
(2) さし柵装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
(3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
(4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
(5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当って、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
(6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
(7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。
(8) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

7 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等を使用しないこと。

8 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請けを含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加済済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
(2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入並びに証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。

- (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- (4) 請負業者は、建退共の発注者用の掛金収納書を原則として契約締結後 1 ヶ月以内に提出しなければならない。

9 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第 26 条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1 級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第 40 条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10 労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週 40 時間を遵守すること。

11 建設業からの暴力団排除の徹底について

- (1) 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月鳥取県条例第 3 号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
- (2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

12 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

13 現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士の雇用関係について

- (1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- (2) 直接的雇用とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（3 か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と

所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者の有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14 労働者の福祉向上について

- (1) 建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険等に参加するよう指導に努めること。
- (2) 下請契約の締結に際しては、下請業者へ法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書という。）の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するとともに、社会保険等の法定福利費などの必要経費を適切に考慮するように努めること。

15 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

16 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に当初の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

17 その他

- (1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用できることとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。
- (2) 本来一体とすべき同一敷地内又は同一敷地内（隣接した敷地を含む）の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下、「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費は、契約済みの全ての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算出した共通仮設費の額から、前工事の共通仮設費の額を控除した額とする。なお、後工事が複数ある場合は、その合算工事費を対象とする。
- (3) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (4) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (5) 特定フロンの使用の削減に努めること。
- (6) 労務費については、法定労働時間週 40 時間を考慮したものとしている。
- (7) 請負業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負業者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (8) 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和 3 年 4 月 22 日付契起第 68 号－1 米子市総務部長通知）に基づき、追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

特 記 事 項 [施工条件明示事項]

※ 番号、・に□印のあるものについて適用する。

明示項目	明 示 事 項	条 件
1 工 程	1. 他工事との調整	工事名 啓成小学校校舎棟改築建築主体工事 啓成小学校校舎等改築電気設備工事 啓成小学校校舎等改築機械設備工事 啓成小学校ふれあい棟新築ほか建築主体工事 啓成小学校マンホールトイレ設置工事(仮) 上記工事との連絡及び工程の調整を図ること。
	2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限	制限される工事 □ 全般 制限の内容 学校運営に支障が起きないように協力すること。
	3. 関係機関等との協議	本工事において、関係法令上必要あれば、関係機関と協議を行うこと。
	4. 工事の指定部分	令和 年 月 日までに完成させること。
	5. 地下埋設物等の調査	工事に係る地下埋設物等の事前調査については、 ☒ 未調査・（水道・下水道・電気通信・ガス・その他）について調査済みである。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道下水道・電気・通信・ガス・その他）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。
	地下埋設物の移設が予定されている場合。	・ 移設期間
	6. 週休2日促進モデル工事	本工事は、「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」（令和3年4月1日施行）の対象工事であり、発注方式は下記とする。 ・発注者指定方式 ・受注者希望方式
2 用 地	1. 工事用車輛の駐車場	・駐車場がないため確保する必要がある。 ・敷地内に一部確保できる。 ☒ 原則として敷地内で確保するものとするが、不足を生じる場合には、別途確保すること。
3 公 害 対 策	1. 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	内 容 関係法令を遵守すること。
	2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合。	・近隣家屋等の ・事前事後の状況の写真を付して記録し ・事後（ ）の調査を行い、万全を期して施工すること。 ☒ 工事概要について住民説明を行うこと。 ☒ 近隣住民からテレビ受信障害及び工事に伴う損害が報告された場合、直ちに監督員等に連絡すると共に、市が行う対応等に協力すること。
4 安 全 対 策	1. 交通安全施設等の指定	☒ 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 ☒ 交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員A 人 交替要員 人 1日あたり合計 人 配置日数 日 工事全体合計 人・日 交通誘導員B 484人 交替要員 0人 1日あたり合計 2人 配置日数 242日 工事全体合計 484 人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4号に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。

明示項目	明 示 事 項	条 件
5 工事用道路	1. 一般道路を搬入路として使用する場合。 ・(ア) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合。 ・(イ) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合。 2. 仮道路を設置する場合	・運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また損傷を与えた場合は、速やかに原形に復すこと。 ・制限の内容 工事用資機材等運搬による大型車両の出入は、登下校時間を極力避けること。 ・処置の内容 幅員 _____ m ・延長 _____ m ・切込碎石 厚 _____ cm ・その他 _____ ・工事終了後の処置 _____
6 仮設備	1. 仮囲い等の範囲、構造	・工事範囲をバリケード等により明確にすること。 ・敷地周囲に仮囲いを設置し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・山留めは _____ 工法とし、その施工条件は図示による。 ・各工事共通の揚重機械として _____ を設置しその施工条件は図示による。 ・敷地周辺の _____ 部分を鉄板敷きにより養生し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・その他労働安全衛生法に基づく仮設備
7 建設副産物の処理	1. 建設発生土の処理 ・(ア) 他工事等流用 ・(イ) 建設技術センター ・(ウ) 民間残土受入地 2. 分別解体等 3. 再資源化施設への搬出 (施設の名称・受入れ費用) (受入れ時間帯) (受入れ条件) 4. 最終処理等 5. 産業廃棄物処理 6. 産業廃棄物の処理に係る税	建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。 なお、処理費として1 m³当り _____ 円をセンターに支払うこと。 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の 美保テクノス(株) に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。なお、処理費として1 m³当り _____ 円を 美保テクノス(株) に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300KN/m²以上） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を見込んでいる。 コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 なお、再資源化施設への搬出が完了したときは、書面により報告すること。 コンクリート塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の (有)大成商事 (運搬距離 _____ km)、費用1 t 当たり _____ 円 アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用1 t 当たり _____ 円 建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の (有)大成商事 (運搬距離 _____ km)、費用1 t 当たり _____ 円 その他() _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用1 t 当たり _____ 円 8時～17時（平日） ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm以下、長さ _____ m 以下であること。 エ 2次公害発生のおそれのある物質（廃油等）を含まないこと。 _____ については、 _____ 市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離 _____ km）を想定し、その費用として1 t 当り _____ 円を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 建設工事等から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。 産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____ 10,500 円見込んでいる。

明示項目	明 示 事 項	条 件
建設副産物の使用	⑧ 1. 建設発生土の使用 ② 再生資源の使用	_____工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、<u>使用箇所</u>：_____に使用する。 ア Co雑割材は、_____工事から運搬し、<u>使用箇所</u>：_____に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____工事から運搬し、<u>使用箇所</u>：_____に使用する。 ウ ☒再生クラッシャーラン〔規格：Rcc-40〕は、<u>使用箇所</u>： <u>図示箇所</u> _____に使用する。 ・再生コンクリート砂〔規格：RS- _____〕は、<u>使用箇所</u>：_____に使用する。 エ 再生加熱アスファルト混合物〔規格： _____〕は、<u>使用箇所</u>：_____に使用する。 オ その他再生資材〔資材名： _____〕〔規格： _____〕は、<u>使用箇所</u>：_____に使用する。
9 支障物件	1. 地上、地下等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合。	移設・撤去 防護等の方法 _____ _____ _____
10 濁処水利	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合	工法 処理の方法 放流先
その他の	⑪ ① 工事実績情報の登録 2. 支給材料及び貸与品がある場合 3. 工事用電力等を指定する場合 4. 景観への配慮 ⑤ その 他	工事請負代金額500万円以上の工事について、受注時は工事契約後10日以内に、登録内容の変更（技術者の配置変更、工期の変更）時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センターにインターネット等により登録するとともに、同センター 発行の「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。 品 名 _____ 数 量 _____ 品質、規格又は性能 _____ 引渡場所 _____ 引渡時期 _____ 内 容 _____ ア 本工事は、景観法に基づく通知対象行為である。 イ 通知対象行為の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。 ☒ 工事の施工に際し、住民説明会を開催する予定であるので協力すること。 ☒ 近隣住民等に対し安全及び騒音振動対策を十分に講じること。 ☒ 契約図書の作成は、落札者において行うこと。 ☒ アルミニウム製建具の製造所は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価名簿に記載されている製造所とすること。 ☒ 当該営繕工事の予定価格は、材料及び労務単価を見直した令和3年度営繕工事設計標準単価（令和3年4月改訂版）により算出しております。 ☒ 試運転に伴う本受電後の電力基本料金及び電気工作物保安管理費は、落札者において負担すること。 ☒ 本工事に於いて適用する標準仕様書などの各基準について、改定により最新版が存在する場合は、監督員と協議を行い施工すること。 ☒ 交通誘導員の単価については、警備業法に規定する警備員を配置するものとして、国土交通省による公共工事設計労務単価に警備会社が必要とする諸経費を含む費用を見込んでいます。なお、直接的及び恒常的な雇用関係にある自社の従業員で対応する場合は監督員と協議を行うこと。（単価は公共工事の積算に用いるものであり、下請契約に係る労務単価や雇用関係による労働者への支払い賃金を拘束するものではない。） ☒ 他工事の工程及び仮設計画については、共通仮設図1～3（K-01図・K-02図・K-03図）を参考とすること。 _____

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書

1 目的・主旨

本特記仕様書は、工事及び業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な事項を定めたものである。受注者は本特記仕様書に従って感染拡大防止に取り組むとともに、感染者等が確認された場合には発注者に速やかに報告するなど、感染拡大防止に向けて適切に対応すること。

2 感染拡大防止に向けた取組

(1) 現場等における感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を徹底すること。

- ① 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、発熱症状がみられる者の休暇の取得など、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ② 元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者など、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所などにおける各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所などでの食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、感染防止対策に取り組むこと。また、別紙の「3つの密を避けるための手引き」を全ての作業従事者に周知するとともに、現場事務所等で掲示（掲示は工事のみ）を行い、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ③ 作業従事者（下請事業者含む）が、鳥取県の指定する感染流行嚴重警戒地域（V）、感染流行警戒地域（VI）から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する前の14日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛し、その後にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。なお、このPCR検査に要する費用については、感染防止対策に係る経費として設計変更の対象とするため、事前に監督員等に協議すること。

(2) 県外製作工場での監督員等の立会に検査（出来形・品質）

県外の製作工場における監督員等の立会による検査は行わないこととする。なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果の確認を行うこととする。

(3) 工事等の書類の提出及び受発注者間の打合せ

書類の提出及び受発注者間の打合せは次のとおりとする。

① 書類の提出について

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※契約関係書類：契約書、現場代理人選任（変更）通知書、主任技術者等（変更）選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。

受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 発注者又は受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、事前に監督職員と協議を行うこと。

② 受発注者間の打合せ

ア 打合せは、事前に電子メールなどにより打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

- ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・打合せ等に参加した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

3 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

4 感染等が確認された場合の対応

新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合には、次のとおり対応すること。

（１）工事等の関係者がPCR検査を受けた場合（検査結果が判明するまでの対応）

① 該当者が受注者側（現場代理人、主任技術者、監理技術者、照査技術者、担当技術者及び作業員（下請けを含む））の場合

ア 受注者は、速やかに発注者に報告する。

イ 発注者は、必要な安全対策を実施した上で即座に現場作業を停止させるとともに、全ての作業員を自宅待機とするよう受注者に要請する。（工事の場合）

② 該当者が発注者側（各監督員、調査職員及び監督補助員）の場合

ア 発注者は、速やかに受注者に連絡するとともに、該当者との濃厚接触者について自宅待機とするよう要請する。

イ 受注者は、濃厚接触者の有無について確認し、発注者に報告する。

（２）工事等の関係者がPCR検査で陽性と確認された場合

① 該当者が受注者側の場合

ア 工事等を一時中止する。（中止期間は受発注者協議の上決定）

② 該当者が発注者側の場合

ア 受発注者で協議し、必要に応じて工事等を一時中止とする。（中止期間は受発注者協議の上決定）

5 新型コロナウイルス感染症に係る工事等の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。

6 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化

下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努めること。

3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。
人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

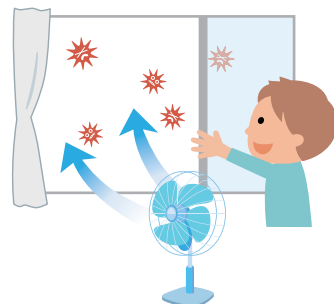


①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・ 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間**程度、**全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・ 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



機械換気がある場合

- ・ 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
(注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- ・ したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・ しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・ 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・ 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- ・ 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（**2メートル以上**）を取りましょう。

- スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。



- 飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座る**と、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、**互い違いに座る**のも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。



- エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。

- 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHO は「5 分間の会話で 1 回の咳と同じくらいの飛まつ（約 3,000 個）が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
注)「多人数」とは 10 人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。

